

緑友会会則

第1章 総則

第1条 本会は、緑ヶ丘学院緑友会と称す。

第2条 本会は事務局を横須賀市緑ヶ丘39番地学校法人緑ヶ丘学院内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、会員相互の親睦と教養の向上を図るとともに学習・文化活動の拠点として、その充実・振興を図り学院の発展に寄与する事を目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 会員・母校の親睦を深めるための事業を行う。(HP・会報)
(2) 会員名簿を作成し、事務局に保管する。
(3) その他の目的達成に必要と認められる行事を行う。

第3章 会員

第5条 本会は次の会員をもって組織する。
(1) 正会員 緑ヶ丘中学校及び女子高等学校の卒業生
(2) 準会員 緑ヶ丘中学校及び高等学校在校生とする。
(3) 特別会員 緑ヶ丘学院職員・理事・監事

第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。
(1) 名誉会長 1名
(2) 会長 1名
(3) 副会長 2名
(4) 庶務 3名(書記・議事録作成)
(5) 会計監査 2名
(6) 常任幹事 5～10期毎若干名

第7条 役員の仕事の次のように定める。
(1) 名誉会長・会長は本会を代表し、会務を総括する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはその職務に代行する。本会の会務を分掌して会の運営と会務の執行に当たる。
(3) 庶務は本会の一般会務を分担処理する。
(4) 会計は本会会計を司り金銭の出納及び保管に当たる。
(5) 会計監査は会計の収支決算の報告を受け、会計を監査する。
(6) 常任監査は、各期の幹事と役員との連絡調整の任に当たる。

第8条 役員任期期間は次のように定める。
(1) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き2期を超えることは出来ない。
(2) 補佐による役員任期は、前任者の任期が終了するまでとする。
(3) 役員は任期満了の場合でも、後任者が就任するまでは尚その職務を行う。
(4) 役員は70歳までの定年制をとる。
(5) 選考委員を組織し、役員選出をする。選考委員会は、役員2名・常任幹事4名 その他緑ヶ丘学院から1名とする。役員希望者は自薦他薦を問わず立候補する事が出来る。

第9条 会長は選考委員会の選出により、選挙する。

第10条 会長以下の役員選出により、選挙する。

第11条 会計者1名は本学院職員に委嘱し、他2名は役員選出方法と同様とする。

第12条 選出された役員は総会の承認を得る。

第13条 常任幹事は幹事から互選された者が会長が正会員の中から委託する者とする。

第14条 幹事は各期の正会員から互選された者が委託する者とする。

第15条 本会に顧問を置く事が出来る。

第5章 会議

第16条 本会の会議は、総会・役員・幹事会とし、会長が召集する。

(1) 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

(2) 役員会・幹事会の議長は会長が指名する。

第17条 定期総会は隔年1回開き、幹事の三分の一以上の請求があった場合は、臨時総会を開く。総会には事業報告・会計収支決算報告・事業計画案・会計収支予算案・役員の就任及び役員会において必要と認められた重要事項を提出し、その承諾を受けるものとする。総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。議事録署名人は、出席会員の中から選出される。

第18条 幹事会は原則として毎年4回の年1回とする。ただし、幹事の三分の一の請求があった場合は、臨時にこれを開く。

(1) 幹事会は会則の改正や総会に提出する重要事項を審議し、細則の制定や改廃や会の運営に関する重要事項を審議する。

(2) 幹事会は幹事の半数以上の出席をもって成立する。

(3) 会員は幹事会に出席して、意見を述べる事が出来る。

第19条 役員会は定例会を年4回実施し、会長が必要とする事項を審議する。

緊急を要する審議事項は、文書の回付によっても会議に代える事が出来る。ただし、次回の会議において承諾を得る。

第6章 会計

第20条 本会の会費は、在校中の納入する事とする。

第21条 本会の経費は会費・維持会費・預金利子及び寄付金などをもって当てる。

第22条 会計は当年度の決算及び新年度の予算案を作成し、役員会の承諾を得て幹事会に提出する。

第23条 本会の予算は、役員会の議を経て、総会の承諾を得なければならない。

第24条 本会の決算は、会計年度終了後の役員会に報告し、事業報告書とともに役員の見解を付随し、永年保存し、会長がこれを管理する。

第25条 本会の資産は、会長がこれを管理する。本会の資産を処分する場合は、総会の議決によらなければならない。

第26条 本会の会計年度は毎年4月に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 補則

第27条 この会則変更は、総会の承諾を得なければならない。

第28条 この会則の施行に必要な細則は、役員会の議を得る。

付則

1. この会則は、1947年4月1日制定・施行する。
2. この改正会則は、1982年4月1日から施行する。
3. この改正会則は、2013年6月16日から施行し、適用する。